

免許申請時にまずチェック！

添付資料をチェック！

裏面を確認
し提出して
ください

☑ 本人確認証明書（詳細は、裏面参照）

住民票等又は公的書面のコピーを同封
写真の無い公的書面の場合は、**2種類以上**同封

☑ 免許証の旧姓氏名の併記

氏名欄に旧姓（ ）を使用した氏名を併記する場合、戸籍抄本や住民票、自動車運転免許証の写など、旧姓が確認できるものを同封

免許証氏名の併記例 【 衛生 健二（安全 健二） 】

☑ 外国人の免許証

免許証の氏名欄に通称名（ ）を併記する場合、住民票など通称名が確認できる公的書面を同封

免許証氏名の通称名併記例【 EISEI KENJI（衛生 健二） 】

☑ ボイラー関係の実務経験従事証明書

ボイラー関係の場合、労働基準監督署長が検査証を発行しているボイラーの取り扱いは、**検査証番号と交付者**を記入

上記以外（電気事業法等の関係）は、適用法令等に☑した上で、**ボイラーの種類と伝熱面積が確認できる検査証や仕様書等の写し**を同封
ボイラー関係の場合、取り扱ったボイラー等が、証明する事項に該当する、**小規模又はそれ以上の規模であるかを確認（不備が多い）**

この記入又は資料に不備があると免許証を交付することができません

宛先をチェック！

☑ クレーン関係免許申請の封筒の宛先

免許試験合格通知書 ☞ 東京労働局免許証発行センター宛

免許試験**結果**通知書 ☞ 申請者の住所管轄の労働局安全課又は健康安全課宛（**発行センター宛封筒使用不可**）

【免許試験合格者等のための免許申請書等手続の手引き】

詳しくは[こちら](#)または右のQRコードから確認いただけます。

・QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



本人確認証明書の具体例

- 申請書の申請者氏名、生年月日、住所の欄に記入した事実を証する書面
- 公的書面のコピー（縮小不可）。ただし、住民票等は原本に限る。
- 本人確認は、原則顔写真による確認が必要 ☞ 下記1の書面を1種類
- 顔写真の確認できる書面を所持していない ☞ 下記2の書面を2種類

1 1種類で可能なもの

顔写真（不鮮明なものは不可）が確認できるものに限る

労働安全衛生法の免許証（**原本を提出された場合、コピーを提出する必要はありません。**）

自動車運転免許証（**表面と裏面**）

マイナンバーカード（**表面のみ 個人番号は必要ありません**）

住民基本台帳カード（**顔写真あり**）

在留カード・特別永住者証明書（**表面と裏面**）

住所を変更している場合は、新住所（申請書の住所）が確認できるものを提出してください。なお、住所変更の手続きをしていない場合は、**免許証の住所は旧住所**となります。

2 2種類以上必要なもの

申請者氏名、生年月日、住所を複数の書類の組合せで確認できれば可

住民票（市区町村発行の原本。個人番号の記載がないもの） **複写不可**

戸籍抄本 **複写不可**

住民基本台帳カード（顔写真なし）

健康保険の資格確認書（表面と裏面）

年金手帳

基礎年金番号通知書

パスポート

保健師免許証・薬剤師免許証

組合せ例

住民票 + 健康保険の資格確認書

住民票 + 住民基本台帳カード（顔写真なし）

住民票 + 年金手帳

住民票 + 基礎年金番号通知書

住民票 + パスポート

住所が手書きのものは、別途、印字されている公的書面が必要です。

上記以外、国、都道府県、市区町村が交付した免許証等の書面も可能です。

本人確認証明書に当たらないもの

免許試験合格通知書・結果通知書、技能講習修了証、クレーン等実技教習修了証

健康保険被保険者証、キャッシュカード、クレジットカード

職員証・社員証

公共料金領収書（電気・ガス・水道・電話）

【申請に関するお問い合わせ】

免許証発行サポートダイヤル ☎ 0570-006-120

(R7.12)